○ 駐在所勤務員夫人永年功労表彰基準の改正について(通達)

平成25年12月16日地甲達第131号 石川県警察本部長から部課署長宛て

対号 平成23年1月4日付け地甲達第1号、監甲達第1号「駐在所勤務員 夫人永年功労表彰基準の制定について(通達)」

永年にわたり駐在所において、夫を支え、地域に溶け込み、警察と住民との信頼関係の構築に努めた駐在所夫人に対し、その労苦をたたえるために警察本部長感謝状を授与するものであり、その表彰基準、運用については下記のとおりとするので、各警察署にあっては、その上申に遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 表彰の種類

駐在所に勤務する駐在所勤務員の夫人が駐在所に居住した通算年数に応じて、次のとおり表彰する。

- たちばな賞(通算 20年)
- しゃくなげ賞(通算 15年)
- くろゆり賞(通算 10年)
- はまなす賞(通算 5年)
- ひなぎく賞 (通算 3年)

2 表彰基準

- (1) 上申の年度において、夫とともに駐在所施設に居住する夫人若しくは居住したことのある夫人で、駐在所居住年数の通算が上記1に該当するもの。
- (2) 過去に、通算年数に相当する表彰を受けていないこと。

3 期間の計算

- (1) 基準日は、3月末日とする。
- (2) 居住年数の通算は駐在所家族報償費を受給していた期間とする。
- (3) 1箇月に満たない期間については、1箇月に切り上げて計算する。

4 上申手続

警察署長は表彰対象者を調査の上、別途通知に基づき毎年別添様式1及び2により警察本部地域課を経由して上申すること。

5 表彰方法

表彰の日時、方法等は別途通知する。

6 その他

上申後、署内異動等により表彰基準を満たさなくなった場合には、警察本部地域 課に速やかに報告すること。

この通達は、平成25年12月16日から施行する。

受 賞 該 当 者 の 同 居 経 歴

(警察署)

該 当 賞	ふりがな 該当者氏名	同 居 歷						備 考
		警察署名	駐在所名	期	間	通	算	備 考

駐 在 所 等 勤 務 員 名 簿

(警察署)

駐在所名	階 級	氏 名	配偶者名	年令	駐在所等 通 算 同居年月	表彰歴	配偶者の職業の有無	今回の該当賞 及 び 単身、独身別	備考
合計	箇所	内 訳	同居	箇所	単身 箇月	折 独身 箇月		しゃく	名 ばなげ賞 名名名名名名名 名名名名名名名 名名名名名名名名名名名名名名名名名名名名

(注) 現在単身赴任であっても、過去に同居したことがある場合は、 今後の資料とするため記入願います。